

指名停止対象業者及び状況説明書

| No | 指名停止理由 | 有資格業者 | | 措置期間 | 適用条項 | 備 考 |
|----|----------------|-----------|--------------------|------------------------------|---|--|
| 1 | 独占禁止法違反行為 | アルフレッサ(株) | 東京都千代田区内神田一丁目12番1号 | 令和4年5月18日から令和4年11月17日まで(6箇月) | 茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領 第2条第1項 別表第2第4号(独占禁止法違反行為) | 独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札について、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月30日に公正取引委員会から違反事業者として認定され、排除措置命令等を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。 |
| 2 | 独占禁止法違反行為 | 東邦薬品(株) | 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号 | 令和4年5月18日から令和4年11月17日まで(6箇月) | 第2条第1項別表第2第4号(独占禁止法違反行為) | 独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札について、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月30日に公正取引委員会から違反事業者として認定され、排除措置命令等を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。 |
| 3 | 独占禁止法違反行為 | (株)スズケン | 愛知県名古屋市東区東片端町8番地 | 令和4年5月18日から令和4年11月17日まで(6箇月) | 第2条第1項別表第2第4号(独占禁止法違反行為) | 独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札について、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月30日に公正取引委員会から違反事業者として認定され、排除措置命令等を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。 |
| 4 | 独占禁止法違反行為 | (株)メディセオ | 東京都中央区八重洲二丁目7番15号 | 令和4年5月18日から令和4年8月17日まで(3箇月) | 第2条第1項別表第2第4号(独占禁止法違反行為) 第4条第3項(指名停止期間の特例) | 独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札について、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月30日に公正取引委員会から違反事業者として認定され、排除措置命令等を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。 |
| 5 | 公契約関係競売等妨害又は談合 | (株)銭高組 | 大阪府大阪市西区西本町二丁目2番4号 | 令和4年7月13日から令和5年1月12日(6箇月) | 第2条第1項 別表第2第6号(公契約関係競売等妨害又は談合) | 当該業者の元使用人は、近畿中部防衛局発注の岐阜(2)評価施設新設建築その他工事の入札を巡り、令和4年5月31日に官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で在宅起訴された。 このことは建設工事等の契約の相手方として不相当と認められるので、指名停止措置を行うものである。 |
| 6 | 独占禁止法違反行為 | (株)大塚商会 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号 | 令和4年11月29日から令和5年2月28日まで(3箇月) | 第2条第1項別表第2第4号(独占禁止法違反行為) 第4条第3項(指名停止期間の特例) | 広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 このことは建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。 |

| | | | | | | |
|----|-----------|--------------|--------------------|------------------------------|---|--|
| 7 | 独占禁止法違反行為 | 中外テクノス(株) | 広島県広島市西区横川新町9番12号 | 令和4年11月29日から令和5年5月28日まで(6箇月) | 第2条第1項別表第2第4号(独占禁止法違反行為) | 広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 このことは建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。 |
| 8 | 独占禁止法違反行為 | Dynabook(株) | 東京都江東区豊洲五丁目6番15号 | 令和4年11月29日から令和5年5月28日まで(6箇月) | 第2条第1項別表第2第4号(独占禁止法違反行為) | 広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 このことは建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。 |
| 9 | 独占禁止法違反行為 | (株)ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 | 令和4年11月29日から令和5年2月28日まで(3箇月) | 第2条第1項別表第2第4号(独占禁止法違反行為) 第4条第3項(指名停止期間の特例) | 愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 このことは建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。 |
| 10 | 独占禁止法違反行為 | (株)ソラスト | 東京都港区南一丁目7番18号 | 令和4年11月29日から令和5年2月28日まで(3箇月) | 第2条第1項別表第2第4号(独占禁止法違反行為) 第4条第3項(指名停止期間の特例) | 愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 このことは建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。 |
| 11 | 契約違反 | (株)アイアールエス | 東京都新宿区四谷三丁目1番3号 | 令和5年2月1日から令和5年2月28日まで(1箇月) | 第2条第1項別表第1第4号(契約違反) | 市と令和4年9月8日に契約を締結した「実態把握事業業務委託」において、正当な理由がなく仕様書に定められた成果品の納入が遅れ、業務に遅延を生じさせた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。 |
| 12 | 贈賄 | (株)メディカルサポート | 千葉県美浜区幸町二丁目21番21号 | 令和5年3月28日から令和5年9月27日まで(6箇月) | 第2条第1項別表第2第2号(贈賄) | 上記業者の代表取締役は、地方独立行政法人運営の東千葉メディカルセンターの医療事務契約を巡り、同センターの元総務課長に賄賂を渡したとして、令和5年3月7日に贈賄容疑で千葉県警察に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。 |